

令和8年度南房総市監査計画

南房総市監査基準第7条第1項の規定により令和8年度監査計画を次のとおり策定する。

1 監査等の種類

監査等の種類は、次のとおりとする。

(1) 監査

ア 財務監査（地方自治法第199条第1項及び第4項）

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査する。

イ 行政監査（地方自治法第199条第2項）

事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査する。

ウ 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査する。

(2) 審査

ア 決算審査（地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項）

決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査する。

イ 基金運用審査（地方自治法第241条第5項）

基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査する。

ウ 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項）

健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるか審査する。

(3) 例月出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか検査する。

(4) その他の監査等

市議会の請求による監査（地方自治法第98条第2項）、住民の直接請求監査（地方自治法第75条）及び住民監査請求監査（地方自治法第242条）は、請求があったとき、随時監査（地方自治法第199条第5項）は、必要があると認めるとき、市長の要求による監査（地方自治法第199条第6項）は、要求があったとき、職員の賠償責任監査（地方自治法第243条の2の2第3項）及び公金の収納等の監査（地方自治法第235条の2第2項）は、求めに応じて行う。

2 監査等の対象及び実施時期（予定）

監査等の対象及び実施時期（予定）は、次のとおりとする。

対象	対象	実施時期（予定）
財務監査及び行政監査	総務部、保健福祉部、市民生活部、農林水産部、建設環境部、商工観光部、会計課、教育委員会事務局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、固定資産評価審査委員会、富山国保病院	令和8年10月～令和9年2月
財政援助団体等監査	別に定める。	令和9年1月
決算審査	令和7年度公営企業会計	令和8年6月
	令和7年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算	令和8年6月～7月
基金運用状況審査	令和7年度土地開発基金等の定額運用基金の運用状況	令和8年6月～7月
健全化判断比率等審査	健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担	令和8年8月

	比率) 及び公営企業 (水道事業、国保病院事業) の資金不足比率	
例月出納検査	会計管理者等の現金出納事務	原則、対象月の翌月の25日

3 監査等の実施体制

監査等の実施体制は、次のとおりとする。

- (1) 監査委員事務局職員は、監査等の実施に当たり、事前に監査委員及び関係部署との日程等の調整、資料の収集等を行い、監査等が円滑に実施できるよう務める。
- (2) 地方自治法第199条第4項の規定による監査を行う場合は、監査期日前7日までに市長、関係機関又は当該機関を代表するものに通知する。
- (3) 監査等の実施に当たっては、監査委員2名、監査委員事務局職員の立会いのもと、必要に応じて関係部署等の職員の出席を求める。
- (4) その他、監査等の結果の報告や公表等については、関係法令（地方自治法、地方公営企業法等）及び南房総市監査基準に基づいて行う。

4 その他

監査委員は、監査計画の前提として把握した事象若しくは状況が変化した場合又は監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合は、必要に応じて適宜監査計画を修正する。